

役員報酬規程

社会福祉法人 ブーゲンビレア福祉会

第1条 (目的)

この規定は、社会福祉法人ブーゲンビレア福祉会 クララこども園(以下「当法」という)定款に基づき、役員(理事及び監事)、評議員及び委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

第2条 (報酬等の支給)

役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- 2 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当等は支給しない。

第3条 (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費(交費、日当、宿泊料)を支給する。

第4条 (当法人職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は、支給しないものとする。

第5条 (報酬等の支給方法)

非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

第6条 (端数の処理)

この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上の1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

第7条 (公表)

当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第8条 (改廃)

この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

第9条 (補則)

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする

附 則

この規程は、法人設立の日より施行する。

別表 1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会への出席	金 5, 0 0 0 円(税別)

(2) 監事

	日 額
監事監査への出席	金 1 0, 0 0 0 円(税別)
理事会等への出席	金 5, 0 0 0 円(税別)

(3) 評議員

	日 額
評議委員会等への出席	金 5, 0 0 0 円(税別)

(4) 委員

	日 額
評議員選任・解任委員会等への出席	金 5, 0 0 0 円(税別)